

情個審答申第2号

令和元年11月11日

## 答申書

寝屋川市教育委員会 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 金谷 重樹

令和元年9月3日付け「学総第1373号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

### 記

#### 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

#### 理 由

##### 第1 審査請求の趣旨

寝屋川教育委員会が審査請求人に対し平成30年8月24日付け「社文ス第1102号」でした処分を取り消し開示する。

##### 第2 事案の概要

###### 1 経緯

本件は審査請求人が寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、寝屋川市情報公開条例に基づき、「地域交流センターの指定管理者に応募した事業者の情報開示について意見聴取した文書（平成28年4月1日請求の分）」（以下「本件公文書」という。）の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）したところ、教育委員会が不存在であることを理由にその開示を拒否する決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が本件処分の取消しと開示を求めるものである。

## 2 教育委員会が本件公文書につき不存在とした理由

指定管理者に応募した事業者のうち

ア 1事業者に対しては電子メールによる意見聴取を行い、電子メールによる回答を得たが、当該電子メールは平成28年度から実施された電子メールのシステムの入替えに伴い消去されたから、本件開示請求が行われたときには存在していなかった。

イ その余の事業者に対しては電話による意見聴取を行い、電話による回答を得たが口頭での照会と回答であったため作成し又は取得した文書は存在しない。

## 3 前提事実等

指定管理者に応募した事業者に対する所管課職員による意見聴取（照会と回答）は、1事業者については電子メールで（以下「本件メール」という。）行われ、その余の事業者については電話で（以下「本件電話」という。）行われた。

## 第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

### 1 争点

ア 本件メールが本件開示請求の行われたときに存在したかどうか。

イ 本件電話による照会と回答に係る情報が記録された公文書が作成され、かつ本件開示請求の行われたときに存在したかどうか。

### 2 争点に対する当事者の主張の要旨

（審査請求人）

ア 本件メールは、たとえ平成28年度から実施された電子メールのシステムの入替えに伴い以前の電子メールシステムから消去されたとしても復元できるから、本件メールは本件開示請求が行われたときに存在した。

イ 本件電話による照会と回答に係る情報が一切記録されなかったとは考えられない。少なくともメモとして存在するはずである。

（教育委員会）

ア 本件メールを含む平成 29 年 3 月以前の電子メールは、電子メールシステムの入替えに伴い、平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置を経て消去されたが、本件意見聴取が行われた際に用いられた電子メールシステムの使用に係るライセンス期間は平成 30 年 3 月 31 日に終了していることから、サーバー上の電子メールを探索することは不可能である。

イ 何の公文書も作成されていない。本件審査請求を受けて、念のため再度処分庁が保管している公文書のファイルを調査したが、本件問合せに係る公文書は発見されなかった。

#### 第 4 当審査会の判断

ア 本件メールについて

寝屋川市情報公開条例（以下「条例」という。）第 2 条第 2 号が公文書を実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が「保有」しているものをいう、と定義していることに照らせば、実施機関の職員が電磁的に記録されている公文書をそれが記録されている装置から消去することは、当該職員が当該公文書を廃棄することであり、その結果、当該実施機関は当該公文書を失い、保有しないこととなる。

また、そう解するのでなければ電磁的に記録されている公文書は、技術的に復元が可能である限り、たとえ実施機関が組織的に用いることを放棄した後であっても実施機関が公文書として保有していることとなり、条例の定める公文書の定義と異なる情報が条例に基づく開示請求の対象となる不都合が生じる。

そうすると、たとえ審査請求人の主張するように本件メールの復元が技術的に可能であるとしても、条例上は、本件メールは本件開示請求が行われたときには既に廃棄され、教育委員会は保有していなかった、つまり公文書として存在していなかったと解すべきである。

イ 本件電話による照会と回答に係る情報が記録された公文書について

本件電話による照会と回答に係る情報が記録された公文書（以下「本件電話メモ」という。）が不存在であるとする処分の取消しを求める本件審査請求においては、審査請求人が、本件開示請求が行われたときに教育委員会が本件電話メモを保有していたことを推認することができる事実を摘示する責任を負うと解すべきところ（最高裁平成 26 年 7 月 14 日判決 集民第 147 号 63 頁 参照）、審査請求人の主張は、畢竟<sup>ひっきょう</sup>「存在するはずである」とするのみであり、本件開示請求が行われた当時、教育委員会が本件電話メモを保有していたことを推認するには不十分である。

以上のとおりであるから本件処分に違法又は不当があるとすることはできない。

よって当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

なお、当審査会は事案に鑑み以下のとおり附言する。

条例第 1 条が定める情報公開の趣旨目的に照らせば、実施機関が有する情報はでき得る限り公文書として記録して保有すべきである。またその保有期間もでき得る限り長期に及ぶべきであり、たとえば機器の更新に際しては、安易に情報を消去するのではなく、いわゆるバックアップを取るなどの措置を講じて長期保有に努めるべきである。